

読谷村新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

施設 (事業)	読谷村文化センター (ふれあい交流館)	担当課	生涯学習課 文化センター係
		連絡先	098-982-9292・098-982-9237
1 基本チェックリスト			
■	職員の出勤前の体温測定	■	職員の手指消毒の徹底
■	職員のマスクの着用	■	入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
■	利用者に対するマスク着用お願い周知		
2 基本的な感染拡大予防策			
(1) 感染症防止のための 入場者整理の方法	①密にならないための対策	密閉：使用前後に出入り口や窓を開け換気を行う。 密集：各施設利用制限あり。※下記3.独自の感染予防対策にて記載。 密接：館内での利用者同士の距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保できるよう注意する。 （対面にならない配置する。）	
	②発熱等の症状のある方の入 場制限方法	・発熱や風邪症状のある方については、利用者（主催者）にて確認し、入場をお断りする。	
	③その他	・施設管理者は施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項「読谷村文化センターにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」を提示し、協力を求める。	
(2) 対人距離の確保の方 法	①接触感染対策	・入館者は並ぶ場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）空けるよう床にテープを張り誘導する。 （※ハンドマイク等により呼びかける） ・配付物等は、手渡しは行わない。 ・館内での利用者同士の距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保できるよう注意する。（対面にならない配置する。） ・中ホールにおいては指定席の設置を行い、入館時の混雑をさげ接触感染対策を行う。	
	②飛沫感染対策	・受付窓口は透明ビニール等で遮蔽する。 ・入館する際には、マスクの着用・フェイスシールド着用を含む咳エチケットの実践をお願いする。 ・原則、マスクを外さなければ活動できない合唱やダンス等は利用を禁止する。	
(3) 施設の換気対策	・施設の利用時には、出入り口や窓は2ヶ所以上開放し、常時換気を行う。ただし、強風や雨天時の場合は文化センター職員と相談し判断を行う。 ・冷房でも換気対策は同様とする。		
(4) 施設・設備・物品等の 消毒対策	・施設利用後に不特定多数が高頻度に接触部位（テーブル、イスの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話等）の消毒を職員で実施する。 ・備品等の貸出については、十分は消毒が行えない場合には貸出を行わない。		
(5) その他基本的な感染 拡大予防策	・利用者はゴミを持ち帰る。 ・部屋の広さ、用途により時間はことなるが、長時間の利用は控えること（1時間程度など要検討） ・原則、大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話を行わない。 ・表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにする。また使用前後の手指の消毒を徹底する。 ・各施設の使用ごとに、利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、利用者に対して、収集した個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提出され得ることを事前に周知させる。 ※読谷村文化センターにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインに記載されていないことについては、公益社団法人全国公民館連合会「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を参考に対策を行う。		
3 独自の感染予防対策			
利用時間の制限、人数の制限など ・利用人数：「中ホール（100名以内）・講座室A（23名以内）・講座室B（16名以内）・講座室C（9名以内）・和室A（15名以内）・和室B（15名以内）・工作実習室（13名以内）・調理実習室（14名以内）・団体事務室（18名以内）」とする。 ・施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者遵守すべき事項を明確にして協力を求める。 ※利用制限に伴う使用料の減免措置なし ※必要に応じて非接触式赤外線温度計の貸出を行う。（数に限りがある為、原則は主催者で準備を行うこと）			
4 再開時期			
令和2年7月3日 改定			